

在宅療養支援に係る医療機関の選定要件（診療所・病院）

在宅療養支援に係る医療機関には、「(ア)在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院」と、「(イ)在宅療養後方支援病院」の2種類があり、認定を受けるには、(ア)または(イ)の要件をすべて満たす必要があります。

(ア)在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院

- ① 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の届出を行っていること
- ② かかりつけ医療機関としての診療所の選定要件を満たすこと
- ③ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係機関からの相談等に応じて、指導・助言等の支援を行うことができること
- ④ 在宅医療の現場での研修を受け入れるなど、在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者の育成に協力できること
- ⑤ 地域の在宅医療提供体制の構築に協力できること
- ⑥ 地域住民に対する在宅医療に関する啓発や地域の医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供に協力できること

(イ)在宅療養後方支援病院

- ① 在宅療養後方支援病院の届出を行っていること
- ② 地域の在宅医療提供体制の構築に協力できること
- ③ 地域住民に対する在宅医療に関する啓発や地域の医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供に協力できること